

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）					
地区名	主要地方道 <small>なごやつしません</small> 名古屋津島線					
事業箇所	<small>つしましいまいちばちよう</small> 津島市今市場町地内始め					
事業のあらまし	<p>主要地方道<small>なごやつしません</small>名古屋津島線は、<small>なごやしなかく</small>名古屋市中区を起点とし、<small>あまぐんおおほるちよう</small>海部郡大治町、あま市を經由して、津島市に至る東西交通の広域幹線道路であり、事業区間周辺には小中学校、公共施設、店舗、社寺・公園等が立地するため、児童・生徒、近隣住民、観光客等を含む歩行者・自転車の往来が絶えない路線である。本事業区間は、歩道は設置されていたが、非常に狭い幅員であり、かつ、歩行者と自転車の交通量が多いことにより輻輳し、危険な状況となっていた。</p> <p>以上を踏まえ、歩行者等の安全性確保と危険通学路の解消を目的として、道路幅員 20m の中で再配分を行い、車線数を 4 車線から 2 車線に変更することで、幅員 2.75m の歩行空間と幅員 2.5m の自転車通行空間を両側に確保することにより、歩行者及び自転車利用者が安全に通行できるよう、事業を実施したものである。</p> <p>なお、本事業区間の総延長は、1.32km であるが、事業区間は<small>てんのうがわ</small>天王川公園北側の事業用地未買収区間を挟んで、東西に 2 つの区間に分かれている。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①歩行者等の安全性確保 ②危険通学路の解消</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	6.10 億円		■工事費 5.96 億円 □用補費 0 億円 ■その他 0.14 億円			
事業期間	採択年度	平成 21 年度	着工年度	平成 21 年度	完成年度	平成 25 年度
事業内容	自転車歩行者道設置 延長 L=1.32km 幅員 W=20m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施により、従前の狭小な歩道が自転車歩行者道として拡幅され、また、歩行者と自転車の通行空間が視覚的に分離されたことにより、安全な通行空間が確保された。 ・本事業区間は、西小学校及び南小学校の通学路に指定されているが、本事業の実施により、登下校時の安全性が向上した。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業区間を単路部・交差点部で区間分けし、事業実施前後の事故発生件数を区間ごとに詳細に比較した結果、ほとんどの区間で事故件数が減少しており、また、事業実施後は歩行者対自転車の事故も発生しておらず、安全な通行空間が確保されたと考えられる。 ・小学校へのヒアリングの結果、事業実施後、児童の関係する事故は発生しておらず、歩行者通行部と自転車通行部の分離により、通学路の安全性が向上していると考えられる。 ・以上の結果から、歩行者等の安全性確保、危険通学路の解消の 2 つの事業目標について、達成しているものと考えられる。 				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				

②事業効果の発現状況	【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】			
			事業採択時	実績
事業期間		H20～H24	H20～H25	
事業費 (億円)	工事費	-	5.96	
	用地補償費	-		
	その他	-	0.14	
	合計	4.00	6.10	+2.10 (+52.8%)
効果の 算定要因		-	-	
【事業期間に対する評価】				
<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の平成23年度に、西側区間において部分的に幅員構成や津島神社に通じる横断歩道の取扱いに関する見直しが生じ、修正設計を行なったため、事業完了が1年遅れたが、概ね妥当な事業期間であったと考えられる。 				
【事業費に対する評価】				
<ul style="list-style-type: none"> ・事業採択後、天王川公園や津島神社といった観光地の景観形成に配慮した路線整備を行う方針に変更されたことで、景観資材を採用したことにより事業費が当初より増加しているが、既存の道路用地や道路構造物等の既存ストックを活用したことにより、用地取得を伴う自転車歩行者道の拡幅設置に比べて事業費を抑えることができています。 				
【効果の算定要因に対する評価】				
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、走行時間短縮や走行経費減少を目的とした事業ではないことから、便益については算出していない。 				
③事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施により、歩行空間及び自転車通行空間が改善され、道路の利用環境が改善された。 			
Ⅲ 対応方針（案）				
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の事業目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はないものと考えられる。 			
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はないものと考えられる。 			
同種事業に反映すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路空間の再配分により、十分な幅員をもった自転車歩行者道が設置され、歩行者と自転車の輻輳が解消されて安全な歩行空間が確保されている。 ・本事業で実施した「道路空間の再配分」は、既存ストックを活用し、用地取得を伴わないため、経済的であり効果的な手法である。また、歩行者及び自転車の安全な通行空間を早期に確保する手法として有効である。 			
Ⅳ 事業評価監視委員会の意見				
交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業、主要地方道名古屋津島線、津島市今市場町地内始め）の対策方針（案）[改善措置等必要なし]を了承する。				
Ⅴ 対応方針				
改善措置等必要なし				